

参議院改革協議会

協議員一覧（13名）

座長	世耕弘成（自民）	田名部匡代（立憲）	船後靖彦（れ新）
	青木一彦（自民）	谷合正明（公明）	伊波洋一（沖縄）
	中西祐介（自民）	柴田巧（維新）	浜田聡（N党）
	丸川珠代（自民）	川合孝典（民主）	
	小西洋之（立憲）	井上哲士（共産）	（5. 8. 10 現在）

選挙制度に関する専門委員一覧（12名）

委員長	牧野たかお（自民）	小西洋之（立憲）	井上哲士（共産）
	石井正弘（自民）	谷合正明（公明）	船後靖彦（れ新）
	上月良祐（自民）	片山大介（維新）	伊波洋一（沖縄）
	石橋通宏（立憲）	川合孝典（民主）	浜田聡（N党）
			（5. 10. 20 現在）

（1）検討の経緯

〔参議院改革協議会〕

参議院改革協議会（世耕弘成座長）は、参議院の組織及び運営に関する諸問題を調査検討するため、第210回国会の令和4年11月11日に設置された。また、本協議会の下に参議院選挙制度について調査検討するため、選挙制度に関する専門委員会が設置された。

第211回国会閉会後において、本協議会は2回の調査検討を行った。

まず、7月26日の協議会（第7回）では、「委員会・調査会等の整理再編・活性化・地方との連携」、「行政監視機能の更なる充実」、「デジタル化、オンライン審議」の3項目について、第6回の協議会における各会派からの意見を踏まえ、協議員間の意見交換を行い、「デジタル化、オンライン審議」について優先して議論を深めることが了承された。

9月28日の協議会（第8回）では、「デジタル化、オンライン審議」について、委員会におけるオンライン審議について事務局から説明を聴取した後、協議を行った。また、委員会におけるオンライン審議について、制度及び運用の両面から今後議論を進めることが了承された。

第212回国会においては、本協議会を開かなかった。

〔選挙制度に関する専門委員会〕

第211回国会閉会後、本専門委員会（牧野たかお専門委員長）は2回の調査検討を行った。

7月26日の専門委員会（第5回）では、国立国会図書館から主要国の上下院の選挙制

度の概要について説明を聴取した後、協議を行った。

9月28日の専門委員会（第6回）では、事務局から参議院改革協議会選挙制度に関する専門委員会報告書（平成30年5月）について説明を聴取した後、協議を行った。

また、第212回国会においては、本専門委員会は3回の調査検討を行った。

10月25日の専門委員会（第7回）では、事務局から令和4年参議院定数訴訟に係る最高裁判決の概要について説明を聴取した後、協議を行った。

11月21日の専門委員会（第8回）では、令和4年参議院定数訴訟に係る最高裁判決について協議を行った後、今後の進め方について協議を行った。

12月11日の専門委員会（第9回）では、今後の進め方について協議を行った。

（2）協議会経過

〔参議院改革協議会〕

○令和5年7月26日（水）（第7回）

○次の件について協議を行った。

- イ、委員会・調査会等の整理再編・活性化・地方との連携に関する件
- ロ、行政監視機能の更なる充実にに関する件
- ハ、デジタル化、オンライン審議に関する件
- ニ、参議院の組織及び運営の改革に関する件

○令和5年9月28日（木）（第8回）

○次の件について協議を行った。

- イ、デジタル化、オンライン審議に関する件
- ロ、参議院の組織及び運営の改革に関する件

〔選挙制度に関する専門委員会〕

○令和5年7月26日（水）（第5回）

○次の件について協議を行った。

- イ、参議院選挙制度に関する件
- ロ、本専門委員会の運営等に関する件

○令和5年9月28日（木）（第6回）

○次の件について協議を行った。

- イ、参議院選挙制度に関する件
- ロ、本専門委員会の運営等に関する件

○令和5年10月25日（水）（第7回）

○次の件について協議を行った。

- イ、参議院選挙制度に関する件
- ロ、本専門委員会の運営等に関する件

○令和5年11月21日（火）（第8回）

○次の件について協議を行った。

- イ、参議院選挙制度に関する件
- ロ、本専門委員会の運営等に関する件

○令和5年12月11日（月）（第9回）

○本専門委員会の運営等について協議を行った。

(3) 参議院改革協議会設置要綱

参議院の組織及び運営の改革に関する協議会の設置要綱

第1 名称及び目的

参議院の組織及び運営に関する諸問題を調査検討するため、参議院議長（以下「議長」という。）の下に参議院の組織及び運営の改革に関する協議会（以下「参議院改革協議会」という。）を置く。

第2 構成

- (1) 参議院改革協議会は、協議員15人以内をもって組織する。
- (2) 前項の協議員は、議院運営委員会理事会において協議した結果に基づき、議長が委嘱するものとする。

第3 運営

- (1) 参議院改革協議会の調査検討の対象は、参議院の組織及び運営の改革に関する次の事項とする。
 - ① 議長が各会派代表者懇談会を開いた上で又は独自に、必要と認めて付議する事項
 - ② 参議院改革協議会が必要と認める事項
- (2) 参議院改革協議会の座長は、同協議員の中から議長が委嘱するものとする。
- (3) 議長、副議長及び議院運営委員長は、随時、参議院改革協議会に出席し、発言する。
- (4) 参議院改革協議会は、必要と認める者から意見を聴取することができる。
- (5) 参議院改革協議会における調査検討の結果、その意見を決定するには、全会一致となるよう努めるものとする。
- (6) 参議院改革協議会の運営についてこの要綱に定めのあるもののほかは、国会法による委員会の運営に準拠するものとする。
- (7) 議長は、参議院改革協議会から調査検討の結果の報告を受けたときは、各会派代表者懇談会に諮り、適切な措置を採るものとする。

第4 その他

- (1) 参議院改革協議会の設置は、議院運営委員会の決定によるものとする。
- (2) 参議院改革協議会の設置については、本会議に報告するものとする。
- (3) この要綱において「各会派代表者懇談会」とは、議長が主宰し、副議長、各会派の代表者と議院運営委員長が出席して従来慣行として開かれているものをいう。